3.3　水面計、水柱管等	機能の不良につながる損傷等及び表示の不良がないことを目視により確認する。	構造規格第69条から第72条まで及び第97条並びにボイラー則第28条第１項第６号及び第７号の規定に適合していること。
3.4　蒸気止め弁、吹出し装置及び給水装置	機能の不良につながる損傷等及び構造の不良がないことを目視等により確認する。	構造規格第73条から第83条まで、第99条及び第100条並びにボイラー則第28条第１項第７号の規定に適合していること。
3.5　自動制御装置	水位検出器、火炎検出器、燃料遮断装置等の部品について、機能の異常につながる損傷、劣化等の状態を目視等により確認する。	構造規格第84条、第85条及び第98条の規定に適合していること。
3.6　過熱器及び節炭器	過熱器又は節炭器の管寄せ、管の損耗の状態を目視等により確認する。	構造規格第１編第２章の規定に適合していること。
4　その他	ボイラー室、ボイラーの据付基礎及び屋外設置の配管等が適切に設置されていることを目視等により確認する。	ボイラーの据付基礎に著しい損傷等がなく、ボイラー則第19条から第21条まで及び第28条第１項第８号の規定に適合していること。
備考	⑴　構造規格第86条（鋳鉄製ボイラーにあっては構造規格第101条において準用する構造規格第86条）の規定による適用の特例の認定を受けたボイラーについては、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。 ⑵　開放検査周期認定ボイラー等の検査においては、あわせて所轄労働基準監督署長の認定の要件とされている事項に適合していることを確認する。	

別表第１の２　ボイラーの非開放検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　本体の検査	1.1から1.3までの検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。割れ、腐食等の有無等の確認のため、必要があると認められるときは、保温材等の被覆物を取り除いて確認する。	
1.1　本体の割れ、腐食等	⑴　本体外面について、割れ、腐食、グルービング、ラミネーション、ブリスター及びはがれの有無を目視等により確認する。 ⑵　厚さ測定の記録を確認することにより本体の厚さを確認するとともに、最も腐食のおそれのある部分について超音波厚さ計により厚さを確認する。	耐圧部分に割れ、著しい腐食等がなく、構造規格第１編第２章、第47条及び第91条の規定に適合していること。
1.2　本体の漏れ	本体、マンホール及び掃除穴等の漏れの有無を目視により確認する。	本体、マンホール及び掃除穴等に著しい漏れがないこと。
1.3　本体の過熱、膨出及び変形	本体外部について、過熱、膨出及び変形の有無を目視等により確認する。	本体外部の著しい過熱、膨出及び変形がなく、構造規格第１編第２章の規定に適合していること。
2　燃焼装置	燃焼装置について、燃焼状態の異常の有無、燃焼室の炉壁、バーナタイル、バーナ等の損傷の有無並びにボイラー本体及び煙道のケーシング等のガス漏れ及び損傷の有無をのぞき窓からの目視等により確認する。	改修が必要な損傷等がないこと。
3　附属品	3.1から3.5までの検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。	
3.1　安全弁、逃がし弁及び逃がし管	安全弁等について、異常の有無及び調整の適否等を管理の記録により確認するとともに、安全弁等から漏れ及び外面の損傷がないことを目視等により確認する。	構造規格第62条から第65条まで、第94条及び第95条並びにボイラー則第28条第１項第１号から第３号まで及び同条第２項の規定に適合していること。
3.2　圧力計、水高計及び温度計	機能の不良につながる損傷等及び表示の不良がないこと並びに取付方法の適否を目視により確認する。	構造規格第66条から第68条まで及び第96条並びにボイラー則第28条第１項第４号及び第５号の規定に適合していること。
3.3　水面計、水柱管等	機能の不良につながる損傷等及び表示の不良がないことを目視により確認する。	構造規格第69条から第72条まで及び第97条並びにボイラー則第28条第１項第６号及び第７号の規定に適合していること。
3.4　蒸気止め弁、吹出し装置及び給水装置	蒸気止め弁から外部への漏れ、吹出し装置の外部の著しい損傷及び構造の不良がないことを目視により確認する。	構造規格第73条から第79条まで、第99条及び第100条並びにボイラー則第28条第１項第７号の規定に適合していること。
3.5　自動制御装置	⑴　各種検出器等の作動機能テストの記録により異常がないことを確認する。 ⑵　次のことを目視により確認する。 ①　水位検出器の取付部等からの漏れがないこと ②　燃料遮断装置等から外部への漏れ及びその外面の損傷がないこと	構造規格第84条、第85条及び第98条の規定に適合していること。
4　その他	⑴　ボイラー室、ボイラーの据付基礎及び屋外設置の配管等が適切に設置されていることを目視等により確認する。 ⑵　ボイラーが運転状態であるときは、異常振動、異常音等がないことを確認する。	ボイラーの据付基礎に著しい損傷等がなく、ボイラー則第19条から第21条まで及び第28条第１項第８号の規定に適合していること。